

## 大分県ドローン協議会分科会設置規程

### (設置)

第1条 大分県ドローン協議会規約（以下「規約」という。）第3条第五号の規定に基づき、大分県ドローン協議会の目的を達成するために分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 分科会は、ドローンに関する技術や活用等に関して討議研究すること、技術レベルの向上及び活用促進を図るものとする。

### (分科会の名称及び活動目的)

第3条 前条の規定により業務を行うための分科会は、別表1のとおりとする。

### (組織)

第4条 分科会は、規約第8条第1項に規定する会員（以下「協議会会員」という。）又は協議会会員の所属する者から原則構成するものとする。

### (役員)

第5条 分科会に、分科会長1名を置く。

- 2 分科会長は、分科会の運営及び活動を提案する協議会会員とする。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、分科会の議事の整理及び事務を掌理する。
- 4 分科会長は、分科会員のうちから副分科会長を指名することができる。
- 5 分科会長及び副分科会長の任期は原則1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 分科会長が不在等の場合は、副分科会長がその任を果たすものとする。

### (分科会員)

第6条 協議会会員は、分科会長に入会を申し出た場合に限り分科会の構成員（以下「分科会員」という。）となることができる。ただし、分科会長又は大分県ドローン協議会会長が特に必要と判断した場合を除き分科会への参加は阻むことができない。

- 2 分科会長は、分科会員の募集に当たっては、協議会会員に対して十分な告知を行うものとする。
- 3 分科会員は、いつでも当該分科会を退会することができる。ただし、退会後も本規程第8条を遵守するものとする。
- 4 分科会長は、第2条に規定する目的達成のために、第4条に規定する以外の者を当該分科会に参加させることができる。

(分科会員以外の者)

第7条 分科会長又は大分県ドローン協議会会長は、特に必要と判断した場合には第6条に規定する以外の者を当該分科会に参加させることができる。

(秘密保持)

第8条 役員、分科会員及び第7条に規定する分科会員以外の者は、分科会活動において知得した機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。分科会を退会又は解散後においても同様とする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

分科会	活動目的
測量・点検・調査分科会	測量・点検・調査分野へのドローン活用に関して会員が連携して事例研究、課題の抽出、研究開発、研究成果の発表（実証実験や展示会出展など）及び討議することで、技術レベルの向上及び活用促進を図る。
農林水産業分科会	農林水産業分野へのドローン活用に関して会員が連携して事例研究、課題の抽出、研究開発、研究成果の発表（実証実験や展示会出展など）及び討議することで、技術レベルの向上及び活用促進を図る。
観光・教育・エンタメ分科会	観光・教育・エンタメなどの分野へのドローン活用に関して会員が連携して事例研究、課題の抽出、研究開発、研究成果の発表（イベント開催など）及び討議することで、技術レベルの向上及び活用促進を図る。また、子どもの科学技術への興味・関心を育むとともに、地域振興への展開やドローンの普及啓発を図る。